デジタル市場競争会議ワーキンググループ (第38回)

1. 開催日時:令和4年8月5日(金)15:30~18:00

2. 開催形式:通信システムを用いた遠隔開催

3. 出席者:

依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

川濵 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授

伊永 大輔 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授

塩野 誠 ㈱経営共創基盤 共同経営者/マネージングディレクター

森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

(オブザーバー)

小林慎太郎 野村総合研究所 グループマネージャー

4. 議事

- (1) 「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び「新たな顧客接点 (ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告」に関する 意見募集に寄せられた御意見
- (2) 「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び「新たな顧客接点 (ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告」の今後検 討すべき課題について

5. 配布資料

- 資料1 「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び「新たな顧客接点(ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告」に関する意見募集に寄せられた御意見
- 資料2 「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び「新たな顧客接点 (ボイスアシスタント及びウェアラブル) に関する競争評価 中間報告」の今後検討すべき課題別論点等

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日、上野山議員、山田議員、白坂議員が御欠席と伺っています。川本議員は4時半ぐらいから遅れての御出席と伺っております。塩野議員は御都合により、会議の途中、4時半頃に御退席と伺っております。野村総合研究所の小林様にも、オブザーバーとして御参加いただきます。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。 ○成田審議官

ありがとうございます。事務局の成田でございます。本日もよろしくお願いいたします。本日は、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び「新たな顧客接点(ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告」につきまして、4月26日から6月10日にかけて行ってまいりましたパブリックコメントにお寄せいただきました御意見について御報告させていただきながら、寄せられた御意見などを基に、今後さらに検討を深めていくべき論点等について、事務局にて整理をさせていただいておりますので、こちらをベースに議員の皆様に御議論いただければと思っております。

本日の資料は、資料1と資料2の2点ございますけれども、これはいずれも公表とさせていただければと思っております。

それから、本日の議事録につきましては、いつものとおり、発言者の皆様の御確認を経た上で公表する予定でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

それでは、議題1に進みます。事務局から、資料1を基に3分ほどでパブリックコメントの結果を御説明いただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

まず、パブコメでございますけれども、今、投影させていただいておりますが資料1でございます。ここに書いてございますように、6月10日まで実施をいたしまして、約1か月半、御意見を募集させていただきましたところ、113件御意見をいただいております。内外の様々なお立場、ステークホルダーの方々から、多様な、かつ非常に参考になる御意見を頂戴いたしました。この場をお借りして、御協力いただきました皆様には御礼申し上げたいと思います。

今回、御意見をお寄せいただきましたものについて、現段階での事務局としての考え方をこの資料の次のページ以降に書いてございます。それから、御意見そのものの詳細については、別添2ということで、こちらも開示をお認めいただいている皆様の分については公表をさせていただきます。

今申し上げた別添1については、こういう形で項目ごとに主な意見を御紹介し、これは

もちろん賛成の意見もあれば、反対あるいは懸念を表明される意見もありまして、そういったものを御紹介しながら、右のほうで考え方といった形でまとめているものでございます。

こちらの内容につきましては、この後に御議論いただく今後の検討を進めるに当たって の論点のところで、パブコメの御意見についても御紹介できればと思いますので、重複に なりますので、そちらのほうで御説明させていただければと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、議題2に進みます。まずは事務局から、資料2を基に30分ほどで御説明をいただき、その後、議員からコメントをいただきます。論点がかなり多いため、コメントは3回に分けて進めていきます。1巡目は「今後の議論の進め方」や「モバイルの総論」について、2巡目は「モバイルのルール設定・変更に関する部分」について、3巡目は「モバイルのデフォルト設定、データ、アクセス」と「ボイス、ウェアラブル」についてとしたいと思います。

1巡目は最初に塩野議員、次に生貝議員からワーキンググループ名簿順、その後に小林様の順番、2巡目は1巡目とは逆に小林様の後に、森川議員からワーキンググループ名簿の逆順、3巡目はまた1巡目と同じ順番で進めていきます。川本議員が途中から参加されますので、参加のタイミングによって2巡目のどこか、3巡目からは名簿順にコメントをいただく予定です。必要に応じて事務局からコメントへの回答をいただきます。

今回で何かが決まるというような会合ではなく、皆様から多種多様なパブコメをいただいておりますので、それについて我々のほうでしっかりとフリーディスカッションをやりたいという目的で今回の議論を進めていきたいと思いますので、構成員の皆様からもその点で自由闊達な御意見を期待したいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○増島議員

申し訳ありません。今の1巡目、2巡目、3巡目のところがメモが取れなくて、この後の発言を整理するために、それぞれ何を話すかというのは大事だと思うので、今のをもう一度教えてもらっていいですか。

○依田座長

分かりました。

1巡目は「今後の議論の進め方」や「モバイルの総論」について、2巡目は「モバイルのルール設定・変更に関する部分」について、3巡目は「モバイルのデフォルト設定、データ、アクセス」と「ボイス、ウェアラブル」についてという大まかな区切りはそのようなイメージでおりますが、構成員の先生方で随時思いつくものもございますから、おおむねこういった流れでというぐらいのつもりで御発言いただければ結構でございます。よろ

しくお願いします。

○増島議員

ありがとうございます。お手間をおかけしまして申し訳ありません。

○依田座長

それでは、事務局のほうから最初の説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。事務局の成田でございます。

広範な議論の範囲になってしまって申し訳ありません。私の説明の中でもここまでが1 巡目ですということをお伝えしながらできればと思っております。

今回御用意いたしました資料2は、画面を投影させていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、パブコメでも様々な非常に参考になる御意見を頂戴しておりまして、こういったものも踏まえながら、あるいはそれ以前からこれから詰めなければいけないと認識しているものも含めて、これから詰めていかなければいけない論点を事務局のほうで整理させていただいた資料でございます。

今、座長からもお話がありましたように、もっとこういう点を調べたらいいのではないかとか、こういった人々と意見交換したらいいのではないか等々について御示唆を賜ればと思っております。

まず目次でございます。

1巡目はこのペーパーの議論に入る前の今後の全体としての進め方とか、進めるに当たってよく考えるべきだといったこと全般についての御議論に加えて、今から御説明いたしますモバイル・エコシステムについての総論部分の論点が幾つかございますので、大きく2点、今後の進め方全般と総論部分について1巡目で御議論いただければと思っております。

総論部分につきましては、モバイル・エコシステムについての市場の特性であるとか、 対応していく際の考え方として、今の既存の透明化法や独禁法で対応できるのか、新しい 枠組みの過程の御議論を中間報告でも書いていただいておりますけれども、それらに関し てのコメントがありましたので、それに対しての論点を整理しております。

7点ほどございます。まず1点目が、市場環境や市場の特性についてということで、 我々、中間報告でお示したものに賛同するという御意見もあれば、かなり激しい競争をし ている状況なのだというコメントもあり、両論ポイントはあったわけですけれども、いず れにしてもここの部分については、公取委のほうでもいろいろアンケートなどをやられて おりますので、こういったことも参考にしながら、さらに実態把握を進めていきたいとい うことがまず第1点目の論点として挙げさせていただいているところでございます。

論点2、事前規制の枠組みを含めた検討をしていったらどうかということで様々御意見 をいただいております。透明化法というのがあるので、それをまず評価すべきではないか、 既存の枠組みでできるかどうかをチェックする、独占禁止法である程度できるのではない か等々の御意見もありましたし、やはりファストムービングなデジタル市場であるので、 独禁法では限界があるのではないかといった御意見等々、こちらのほうも賛成、反対の御 意見などが出たところでございますけれども、いずにしてもこういった御意見を踏まえな がら、既存の枠組みで対応できるかどうか、あるいは提示していただいた新しい枠組みの 考え方なんかも含めて、適切なルールの在り方について検討を進めていくことが必要では ないかということでございます。

論点3でございますけれども、仮に新しい規制を設ける、いわゆる事前規制というものを入れる場合における、規制の対象、あるいは規制の対象行為についても幾つか御意見をいただいております。まず、対象が恣意的にならないようにといった御指摘であるとか、事前規制というのは有効ではあるけれども、非常に強い規制になるので、モバイル・エコシステムにおけるプラットフォーム事業者を対象にしたピンポイントの規制対象にすべきではないかという御意見。行為に関しては、垂直統合のメリットもあるというところで、そこを一律に規制するのはどうかといった御意見もございましたし、脱法的な行為、どうしても動きが速い分野なので、そういったことに対応できるようなこと、こういった主体とか行為についても検討を深めていく必要があるのではないかという論点です。

立証責任についても幾つか御意見をいただいております。正当な理由ということで、恣意的に行使されるおそれがあるのではないかということで、専門機関なんかも含めてしっかり対応できるようにということを、ある程度OS事業者に対して責任を負ってもらうということはいいのではないかという意見もございましたし、それは過剰な負担だといった御指摘もあり、この辺りもどう整理するかというのは一つの論点かなと思っております。

そのほか、ある行為が特定の地域で義務づけられる一方で、事業者自体はグローバルですので、そこの負担が問題という視点もあれば、一方で、日本の固有の特徴にきちっと配慮するみたいな御指摘もあります。そういう意味で、ルールの調和の観点と、一方で我が国特有の事情のところをどうバランスを取るのか。それから、インセンティブのようなものを考えていったらどうかといった御指摘もいただいております。

論点6として、執行機関についても幾つかコメントをいただいております。基本的にここで議論されているのは、公取委や消費者庁でやるべきではないかと。また大幅な体制の拡充が要るのではないかという御指摘等々がございます。そういう意味で、諸外国でいるいろな議論が行われている中、諸外国でどのような体制が組まれているかとか、あるいは必要な体制についても今後具体的に検討していく必要があるのではないかということでございます。

もう一つ、様々なステークホルダーからの情報収集、これはかなり多くの方々から御指摘をいただいた点でございますけれども、企業、消費者、サイバーセキュリティー等の技術的な専門家を含めて、幅広く意見を聞く必要があるのではないかといった御指摘、あるいは、競争政策とデータ保護、消費者保護といった関連する政策分野について別々にではなく、相互に連携して取り組む必要があるということで、多様な視点からの検討が望まし

いといった御指摘をいただいております。

このパブコメ自体も、まさにそういう目的のためにいろいろ幅広い皆様から御意見をいただこうということで、実際にそういう形でいただけたということで大変ありがたいと思っていますけれども、今回いただいた御意見、今後の検討においても、セキュリティーの専門家とか消費者団体の方々も含めて、様々なステークホルダーのご意見を聞きながら、さらなる検討を進めていくこととしてはどうか。

ここまでが総論的な議論として1巡目で御議論いただければと考えている論点でございます。

ここから先が2巡目で、ルール変更、ルール設定に関しての話でございます。ここは、 0Sのレイヤー、アプリストア、ブラウザのレイヤー、様々なレイヤーがございますので、 大きなイシューもございますので、そこを一固まりで2巡目でという話でございます。

まずは、OSとかブラウザについて、少し問題を類型分けして整理していったほうがいいのではないかということで、手続的な問題と、変更内容自体が様々な事業者に影響を与える場合と、大きく2つに分けながら整理していったらどうかということで、類型1の手続的なところについては、どういう開示、問合せ対応であったり、期間に関してのいろいろな懸念点もあったということで、どういった情報開示がなされているのか、対応期間、問合せ対応等々、今までも詰めてきておりますけれども、この論点についてはプラットフォーム事業者の皆様の御説明と、それ以外の方で事実認識にそごがあるところでございますので、その辺りをしっかり詰めていく必要がある。

それから、この際に、これは透明化法のときも議論がありましたけれども、例外とされるべき事情もあるだろうという御指摘もいただきましたが、その辺りも今後詰めていく必要があるかなと。

論点3と書いてあるところでございますけれども、先ほど申し上げた類型2に関して、深刻かつ差し迫った損害を与えるおそれがある場合ということで中間報告で書いていただいておりますけれども、そういうものは客観的な設定が難しいのではないかという御意見もあり、必要な措置を柔軟に取れるようにすべきという御意見もございました。

そもそもこういう少し強い者の関与がそもそも必要なのかどうか、あるいはそれがどういった形で判断ができるのか、すべきなのか。そういった場合に、規制当局が介する必要な協働プロセスみたいなものがあるといいのではないかということを提起いただいておりますけれども、中間報告に書いておりますが、設計をどうするのか、差止めのようなものを仮に認める場合に、誰が申立てできるのか等々について詰めていく必要がある。

各論2でございますけれども、0Sのアップデート等に伴うアプリ開発の時間的優位性の問題でございます。これについて、実態把握がまだまだ必要な論点なのかなと思っております。アップル、グーグルからいろいろと御説明をいただいておりますけれども、一部のデベロッパーに対して早期にアップデートの内容を共有することがあるといった話とか、テストをするために社内のデベロッパーと共に開発するといったことがある一方で、開発

自体は初期ベータ版と連携して更新されることはないということがアップルさんのほうで書いてございますが、いろいろなテスト周りで必要に応じて社内あるいは社外と連携していくこともあるといった御指摘もある。あと、純正アプリはベータ版リリース時点で完成版が出ているのではないかということは、まだはっきりとした情報が得られていない。いずれにしても、実態把握をもう少しやっていかなければいけないのかなと。

論点2として、仮に社内で共有するにしても、テストのような場合も含めてだと思うのですけれども、正当性が認められるようなケースもあるかもしれないということで、この辺りもどう整理するか。

以上を踏まえて論点3、対応の必要性と詳細設計の検討ということで、ここでは情報遮断のようなものを考えたらどうかということだけれども、パブコメの意見では実効性に疑問があるとか、むしろ賛同する意見もあったわけですが、具体的にどういう設計があり得るのかについても引き続き検討を進めてはどうかということでございます。

各論3でございます。中間報告のときは、各論3から5はいわゆるトラッキングにまつわることで、これはまとめてルール変更で議論していけるかなと思っております。各論3のアップルの部分については、一点毛色の違った論点がございまして、トラッキングするときの表示がファーストパーティーであるアップルとそれ以外の事業者で、性質の違う表示なわけですけれども、やや中立的でないのではないかという御意見に対して、では、非中立的な表示方法というのはどういうものかといったことも含めて、これも諸外国で様々、プライバシーのところでも議論があるということでございますけれども、その辺りを見ていく必要があるのではないか。

各論 6、クローズド・ミドルウェアと言われているものでございますが、これはグーグルの問題でございます。クローズド・ミドルウェアは、Androidはオープンソースであるわけですけれども、一部クローズになっている部分があって、そこが結果的にアプリの囲い込みになっているのではないかということです。それについてグーグルのほうから、互換性が効かないところでワークしない等々の御説明があった。こういった妥当性について精査していく必要があるのではないか。

それから、これはパブコメのほうでいただいたアイデアとして、OSが本来提供すべき APIとかサービスに依存しないAPIというのは、むしろオープンにすべきだと。一方で、 グーグルのサービスに特化したようなものと仕分けをしてはどうかという御意見もあり、 こういったこともアイデアとしていただいております。以上も踏まえて何らかの対応が必要なのかどうかについて精査をしていくということ。

それから、この点についてはOS間の競争ということで捉えていただくほか、アプリストア間、特にグーグルの場合はサードパーティーのアプリストアを認めておりますので、そことの関係での競争上の影響があるかという視点も新たに加えてはどうかということ。

各論7がアプリストアの拘束の問題です。こちらのほうは非常に多くの御意見を頂戴しております。いわゆるサイドローディングということで、最初にサイドローディングとい

う定義でございます。中間報告のときはいろいろ議論があったわけですけれども、プリインストールされたアプリストア以外のアプリストアからダウンロードするものと、ブラウザからダウンロードするものと、大きく2つ考えられるわけですが、それをサイドローディングという一言の下で時間をかけて整理をしたわけですけれども、今回いろいろと意見が出てくる中で、後ほど御説明しますように、これからいろいろ検討を進めていく上では少し細分化してきっちりと仕分けしながら議論する必要があるのかなと思っておりますが、パブリックコメントのほうでは、リスクが懸念されるという声をいただいております。アプリを悪用してユーザーをだましてしまうようなことが出てくるのではないか、マルウェアを仕込まれてしまって個人情報が取られてしまう、そういったリスクが出てきてしまう。ペアレンタルコントロールが機能しなくなってしまうのではないかといった御意見等々、リスクについての懸念をユーザーの自主的な判断に委ねるのはなかなか難しいのではないか等々のリスクを指摘する意見が寄せられております。

そうした中で、リソースへのアクセスを制限するサンドボックス・モデルというのがあるわけですけれども、全面的に開放してしまうと、PCのような状況になってしまうのではないかという懸念の中で、ストアであってもブラウザであっても反対なのだけれども、特にブラウザを使ってのダウンロードについては強く反対するという意見であったり、ブラウザからのダウンロードについては断固反対ですという意見等々、特に先ほどのストアとブラウザ経由と両方あるうち、ブラウザが特に危険だという御意見も見られたところでございます。

一方で、少しニュアンスが違ったところかもしれませんけれども、ブラウザからは危ないけれども、新規参入というところでアプリストアの新規参入は認めてもいいのではないかと、その部分について肯定的な意見も見られました。

他方で、ブラウザからのものを含めてということだと思いますけれども、やはり開放すべきだ、オープンにすべきだという意見も寄せられております。私企業にアプリ配信を独占させた場合にセキュリティーが最優先される保証はないのではないかといったこととか、セキュリティーは、配信チャンネルというよりは、デバイスのセキュリティー、あるいはサンドボックスによってもたらされるということで、アプリ配信方法に依存せずに担保できることがあるのではないかという御指摘がございます。

以上のような様々なコメントを頂戴しております。そういう意味で、先ほどちょっと申し上げましたように、この後に出てきますが、4つぐらいの類型があるかと思いますけれども、その流通経路の類型ごとに様々なリスク、現在講じられている措置に対する影響等々について、さらに詳細を詰めていく必要があるだろうということで、今回、消費者の団体の方々やセキュリティーの関係者の方々の意見もいただいておりますので、こういった方々からもさらに意見をお聞きしながら実態をつめていくということでございます。

その上で、この論点については何らかのセキュリティー、プライバシーの担保措置は考えなければいけないということは中間報告で御指摘いただいたとおりであります。いずれ

にしても、そういったことも含めて、類型に分けて詰めていく必要があるということで、例えばアップルならアップルが審査をするApp Storeを通った代替アプリストアを通じたアプリ配信のケースと、それよりもさらに限定した、プリインストールしたアプリストアだけを認めるというケース、逆にもうちょっと広げて、ブラウザを使って代替アプリストアを通じた配信とか、あるいはブラウザからアプリをダウンロードするケース、この4つぐらいのケースで、それぞれのリスクが異なってくる、それらへの対応が異なってくるだろうということで、ここを分けながらどういった担保措置をやり得るのかどうかを含めて検討してはどうか。

担保措置についても幾つかご意見をいただいております。先ほど申し上げましたように、まずは認証されたプリインストールされたアプリストアの多様性を認めてもらうといったアプローチもあるのではないかという御指摘であったり、中間報告でも少し御提案ただいた認証制度のようなものがストアに対してあるのではないかというコメントもいただいております。それに対しては、やるのであれば第三者がやるべきだといったコメントもあれば、賛成だけれども、法規制によるべきだという御意見もあったり、あるいは任意のやり方ではほとんど意味がないのではないかという御意見もいただいております。

それから、中間報告の中でも、競争によってセキュリティーの質が高まるという考えも 記述されていたと思いますけれども、むしろそれは成立しないのではないか、底辺への競 争になるだけではないかということで否定的な意見も多く見受けられております。一方で、 競争によってセキュリティーが向上するということを支持する意見もきているということ で、いずれにしても何らかの担保措置が必要と思われるところ、それに対してどんな設計 ができるのかについて、先ほどの類型を分けながら議論してはどうかということです。

追加で、クラウドを通じたストリーミングプレーについて、今、App Storeからダウンロードが認められていないということで、これについても問題点としてコメントをいただいております。

以上、各論7でございます。

各論8、サイドローディングの制限ということです。グーグルの場合は、第三者のストアやブラウザからのダウンロードが認められているわけですけれども、警告とか表示が非常に複雑であったり、それによってサイドローディングが使いにくくなる。それについて、中間報告のほうでは、一定程度安全性が担保されたものについては、ほかのものと少し警告の在り方が違ってもいいのではないかという提案がなされていますけれども、この点についても数多く御指摘をいただいております。

表示の維持をしてほしい、すべきだということ、今のままといった御意見が多数寄せられている。他方で、複雑化して、消費者に分かりにくくして、過剰に表示しているのではないかという御意見もあるところで、この辺り、実態のところを引き続き、消費者の方々のヒアリング等の実施も含め、さらなる情報収集を行うこととしてはどうか。

仮に、何らかの対応をする場合であっても、安全が担保されているということがどのよ

うに分かるのかといったことも含めて、どういうやり方があるのかということを詰める必要があるだろうということで、この辺りで、今はGoogle Play Protectは有害なアプリに遭遇した場合にのみ要注意としてフラグを立てる仕組みになっているものの、グーグルはフラグが立った場合に限定せずにリスクを警告しているが、これに対してさらなる検討をしてはどうか。

そのほかでバリアになっているものもあるのではないか、規約によりグーグルプレイストアを通じて代替アプリストアを配信することは、プレイを使ったデベロッパーにはできないということについても検討してはどうかということでございます。

課金のところでございます。ここも意見が多かったところでございますけれども、利用 義務づけについては、アップル、グーグルからそれぞれコメントをいただいております。 それに対して、決済・課金システムの利用強制のところでのいろいろな懸念点があるとい うのはコメントのほうでも多数いただいております。

手数料の性質とか高さに関する意見ということで、ごく限られたデベロッパーしか結局 払っていないのであれば、利用するための対価という説明は事実に反するのではないかと いうお話であったり、手数料が不公正かつ差別的な形になっているのではないかという御 指摘。それから、30%の手数料は提供価値に見合っていないのではないかという御指摘 もあります。

それから、決済・課金システムが選択できないことのデメリットに関しての意見もございます。

それから、顧客サービスとの関係、特に間に決済を提供する事業者が入ることによって、 ユーザーの情報をデベロッパーが得られない。それによってサービスの質が悪くなってし まう。

こういった点も含めて、今後どうしていくのか、競争への影響の実態であるとか、他の 課金システムを認めていないことのプラットフォーム事業者側の理由等々も含めて、さら に検討を進めていくべきではないかという御指摘でございます。

論点2でございますけれども、仮に決済の利用強制を禁止するという制度を入れた場合に、それを実効的にできるのかというところで、これは御案内のように、韓国であったり、今オランダでまたこの議論がなされていて、結果的に第三者の決済が認められたわけですけれども、手数料が3%下がっただけで、実態的に使われていないのではないかといったことがグローバルに行われているということで、何らかの制度を考えるにしても、こういったことも含めて実効的な対策にするためにどうすればいいかということも考える必要があるということです。

それから、ユーザーとのコミュニケーションの問題で、利用強制を禁止して、自分で選べるようになれば、そこは改善するかどうかについても、よく見ておかないといけないのではないかということでございます。

各論10が、ほかの課金システムがありますよということをアプリ内で誘導したり、お

知らせをしたり、リンクをつけたりというのを認めていないことについて、これも幾つかコメントをいただいているところでございます。プラットフォーム事業者側の主張は、それをやってしまうと、フリーライドになってしまうということで認められないのだということですけれども、そういったものについての競争上の懸念であるとか、制限している理由の妥当性等々についてさらなる検討を進めていく。特に、去年、公取委がアップルと交渉して、一部のものについては認めるとされておりますけれども、これについても課題がどうなのかといったことでございます。

それから、先ほどの韓国のところで、実際にIAPの利用強制を禁止した場合においても情報提供が阻害されるということの懸念があるということで、カカオトークがリンクを設定したところ、規約違反と言われてしまったといったことも起こっているので、この辺りも注視する必要がある。

各論11、WebKit、ブラウザのところに入っていきます。こちらも意見があったところでございます。WebKitの利用を義務づけている理由の妥当性、義務づけは駄目ですよとすることによるリスクについて、さらに精査していく必要があるだろうということでございます。

グーグルからは、むしろこれは利用義務づけされていることに弊害があるということで、 実際に機能が制限されてしまうとのコメントがきています。

それから、新しいイシューとしても、例えばメディア関係、動画配信についても、WebKitのところで対応していないことによって、本当であれば使いたいものの自由を奪われているという弊害があるという新しい情報もいただいております。いずれにしても、現状、理由の妥当性、リスク等々について検討を進めた上で、対応の必要性、詳細設計について考えたらどうかということでございます。

それから、ウェブ・アプリがサファリ等のサポートが十分でないという点もコメントがありました。実際に積極的に行うことを考えたらいいのではないかという御意見などがきており、引き続き実態把握が必要と思われます。

特にこちらのほうは、仮に何らかの規律を導入する場合に、そのやり方、どこまでやればサポートが十分なのかというと、難しいという論点だったと思いますけれども、賛成意見もありましたけれども、やはりどの標準をサポートしなければならないのかというのを一律に規律を導入するのは望ましくないのではないかといった御指摘もありました。WebKitの縛りを禁止することによって競争が生まれてくるやり方がいいのではないかという御意見をいただいております。

OSの機能のブラウザに対するアクセス制限のところですが、こちらについては、JITという機能があるわけですけれども、これについてリスクがあるのかないのかという双方の立場の御意見もいただいておりますので、この辺りについて引き続きアクセス制限の理由の妥当性について詰めた上で対応を考えていってはどうかということでございます。

ブラウザの拡張機能をするのかしないのかということは、グーグルとアップルが入れ子

のような形になっていて違うわけですけれども、グーグルの場合は自分のクロームに対して拡張機能を現状ではモバイルは認めていないということで、彼らもやろうと取組は進めているけれども、現状ではなかなか難しいということで、これに対して対応をしていく必要があるのかどうか。

アップルのほうは、サファリだけでサポートしているという状況でございますが、懸念は妥当であるけれども、本来はこれをApp Storeで認める、認めないと判断していること自体がおかしいのではないかということで、本来は各ブラウザが判断すればいい話で、そこの根底を変えるべきではないかという御意見もある。こういったことも踏まえて詰めていければなと思ってございます。

ブラウザのところのスイッチング・コストについては、大きな反対はありませんでした。 有力ウェブ・サービスにおける仕様変更等によるブラウザへの影響でありますけれども、 これは検索とかユーチューブの有力なウェブ・サービスがいろいろ仕様変更をする上で、 ブラウザ間で差別的な扱いがあるのではないかということでございます。こちらについて も、競争への影響等々から実態を詰めていくこと。それによって、対応が必要なのかどう か。

各論16でございます。検索のところで自社に優位な技術の標準化ということで、これはある種検索のところでの教示に関するパラメーターなり、メルクマールの変更でございますので、これについての手続はどうあるべきかということを詰めていく必要がある。

ここまでが2巡目で御議論いただきたいところでございます。

依田先生、説明が長くなってしまったのですが、中身が多いなので、一回説明をここで 切らせていただければと思います。

○依田座長

分かりました。

それでは、まず1巡目のところまでで、最初に塩野議員、その後、生貝議員から順番に、 今後の議論の進め方やモバイルの総論についてコメントをお願いしたいと思います。

最初に、途中で退席されると聞いておりますので、塩野議員のほうからお願いできます でしょうか。よろしくお願いします。

○塩野議員

ありがとうございます。塩野でございます。

本当に膨大なコメントを事務局の方々、しっかりとまとめていただき、ありがとうございました。

今後の議論ということで少し大枠のお話になりますけれども、これは事務局の方からお考えになって、これだけのコメントが集まって、結構スペシフィックなところにも入ってきたステークホルダーの方々の主張が出ているので、これは大分関心があるというイメージなのかというのもお伺いしたいですし、ここまでいろいろ来てしまうと、これも御意見をお伺いしたいのですけれども、しっかりと我々が方向性を示したとしても、その方向性

をなぜ示したのかという説明責任とガイディングをしっかり言っておかないと、いろいろ はねるのではないかなという感じを持ちました。

あと、先般も出ていたように、欧州のデジタル市場法とかいろいろあると思うのですけれども、そういったところと全くもってここでやっていることは、我々日本国内でどうやってちゃんと産業を育成しつつ、しっかりとした正当な競争が行われるかということをやろうというところですけれども、何にせよ横目でそっちを見るというときに、どういう捉まえ方で諸外国のほうを見ていくのかというのも、このコメントが来た上で事務局の方はどうお考えになっているのかというのもお伺いしたいと思います。

全体を通じて、これはかなり御関心があり、膨大なところを優先順位づけというか、進め方でもしお考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

塩野議員が途中で退席されることもありますので、塩野議員の今の御意見について、事 務局のほうから回答をお願いできますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

まず、おっしゃっていただいたように、かなり膨大な御意見を内外の多数の方からいただいていまして、非常に関心が高いのかなと思っております。それもいろいろなお立場の方々から本当に多数いただいたということで、関心の広がりも大きいのかなと思っております。そういう認識でございますので、2つ目におっしゃったように、かなり利害が対立するという御指摘もあって、しっかりと説明責任を果たす必要性は、当然でありますけれども、そういうことであるのかなと思っております。

EUのDMAとの関係であります。当然、事業者にとってもそれぞれの国でルールがどうなるかというのは横で当然見ておりますし、我々当局同士もいろいろ話をしております。一つの側面は、例えばEU当局とも意見交換もさせていただいておりまして、お互いに同じことに取り組んでおりますので、そういう意味でお互いに意見交換し、学び合うというところもありますし、こういうふうにしていくよということは双方で連携し合えるところがあるのかなということで、そういうことは続けていきたいと思っております。

特に、DMAのほうは今法案がまさに施行に向けた公布に入ろうとしておりますけれども、 実際に書かれた規定の義務は少し抽象的になっている部分もありますので、実際に事業者 は何をすれば義務を履行したことになるのかという調整などはまだまだこれから続くと聞いておりますので、そういう意味では彼らも法案が通ったとはいえ、詳細なところはまだ まだこれからだというところがあります。そういう意味で、我々の検討と同時並行でやっ ていく部分もあるのかなということですので、そういう意味で、まさにおっしゃったよう に横目で捉えながらというか、連携しながらやっていくという関係性にあるのかなという ことであります。

最後に、おっしゃるように、これだけの広い論点がございますので、考え方によっては、一部については優先順位をつけてというほうがいいのではないかという議論も選択肢としてはあるのかもしれませんが、今の時点では中間報告で提起いただいた論点について全体を進めていこうということで考えている状況であります。

お答えになっているでしょうか。

○塩野議員

了解いたしました。

恐らく規制対象の基準も御関心があるところだと思いますので、またお話しできればと 思います。ありがとうございました。

○依田座長

率直に申し上げて、モバイル・エコシステムにおいて支配的な事業者として例えばグーグル社とアップル社を取り上げても、この2つは産業構造や会社のフィロソフィーも随分違うので、なかなかグーグルとアップルを同一に扱うのも難しいなという印象は今般持っております。

今日はどうもありがとうございました。

○塩野議員

ありがとうございました。

○依田座長

議員の順番どおりで、まず前半、後半に分けていきたいと思いますので、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。

私から3点ほど、総論的なコメントを簡単にさせていただきます。

1つ目として、今もございましたとおり、デジタル政策の中でも本当に一番重要な問題 について膨大なインプットをいただいたことに、この大部の報告書もお読みいただいて出 していただいた御意見の提出者の方々にも、この分野の一研究者としても御礼を申し上げ たいと思っているところであります。そして、その内容を真摯に整理、反映していただい た、今後の全体的な進め方というところについて事務局の御整理に僕は賛成でございます。

そういったときに、様々な御意見をいただいた中でも、特に今回、海外の利用事業者さんやその団体さんからいただけたことが重要だと思っており、やはりデジタルプラットフォームのビジネスというのは間違いなくグローバルであり、その規制もグローバル化してくる。そういったときに、意外と僕たちはこのWGに限らず、海外のステークホルダーについては、それこそビッグテック事業者様についてはいろいろ来ていただいてお話を聞いたりする、あるいは海外の法制や政府の文書などは非常に細かく見ていただいているのだけれども、意外と利用事業者さんや、あるいはさらに消費者団体について、海外の声とい

うのを直接聞く機会が今までなかった。今後、恐らくそういったことも含めた議論の進め 方をしていけてもよいのだろうということを考えているところです。

2つ目として、今回、非常に大きなテーマである事前規制というものについて、この必要性というところ、純粋な競争政策の観点からは、この後の先生方から様々あるかと思うのですけれども、僕の観点からは、今回非常に大きなテーマである競争とプライバシーやセキュリティーの関係、そして、それをしっかり担保した形で確固たる競争の仕組みをつくっていく上で非常に重要なことなのだろうと改めて感じているところでございます。

詳しくは後になると思いますけれども、例えばアプリの代替的流通経路の議論にしましても、これは例えばパブコメ全体を見ても、短期的には代替アプリストアの方を様々な厳しい安全措置とともに具体化を検討していくべきだということが示唆されているのかなと思うのですけれども、それをまさしくしっかりと安全性を担保した上で実現していくための事前規制というのは果たしてどういうものなのか。そのことは、まさしく今もお話のあった欧州のデジタル市場法の例えば6条の規制対話方式のようなところをしっかり見ながら考えていく必要があるのかなと感じています。

最後に、3点目といたしまして、こちらは冒頭のほうでも触れていただいた、ほかの法令等との整理、関係性というところでございます。こういった法律を今後つくるとすれば、まさに独禁法や透明化法との全体の補完関係というところについてしっかり見取り図を共有できる形でつくっていく必要性が非常に高いのだろう。例えば、事前規制を立法するのであれば、それは恐らく独禁法を補完するものであるし、あるいは透明化法は恐らくそれを補完するものであるといった関係性が出てくる。

さらに、個人情報保護法とか、あるいは昨今トラッキングについての一定の規制を入れた電気通信事業法、あるいは消費者法とか、さらに今回の場合、特に著作権を侵害するようなアプリにどう対応するかといった著作権法をはじめとする知的財産法の論点も非常に深く関わってくる。

そういったものをしっかり実現していくために、今のモバイルの安全というのは、グーグルとアップルの2社によるいわゆるプライベートレギュレーションによって相当程度担われているのは事実であり、非常に重要なことです。そして、その上でオープンなエコシステムを実現していくためには、一定のパブリックレギュレーションの面も広く考えていく必要が恐らくあるのだろう。そのことをまさに議論していくために、様々な法制、そしてセキュリティー等の専門家、消費者団体様などとの対話、幅広い議論をしていく必要性を非常に強く感じたところでございます。

差し当たり以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

前半4名まで行きたいと思いますので、続きまして川濵議員、お願いいたします。

○川濵議員

どうもありがとうございました。

もう既にお二人の委員から御指摘があったとおり、たくさんのコメントが集まっただけではなく、それを的確に整理され、かなり深く読み込んだ上でこの論点を整理いただいて、この点、厚くお礼を申し上げます。

既に今までの説明のところでもあるように、このパブコメで意見が寄せられたことによって新たに探求すべき争点が多数挙がっており、これからが大変だということも重々承知しておりますけれども、他方、これらのコメントの中にはある種予想されていたコメントなどから、方向性の中でもこの点を押していけばいいという点はある程度見えてきたのかなという印象もあります。

その上で、今後の進め方としては、もう既に御指摘があったとおり、諸外国との対応関係を注視しながら進めていく必要があって、これは何度も繰り返されておりますが、デジタルプラットフォームの特にビッグテックの規制に関しては、多くの国が協働歩調を取らないと規制の実効性が上がらないという点から、他国の状況を見る必要があるという点。それから、そうでないと、ビッグテック以外の様々な企業にとっても、その活動領域に関して不透明な状況が続く。そういった点からも、これは今後も続けるべきなのだろうと思います。

他方、これも既に生貝議員から御指摘のあったことでございますけれども、個人情報保護、プライバシーの問題に関しては日本とEUにおいては差異があることから、規制のつくり込みに関してはそれぞれの規制状況を踏まえないと、思わぬ形で個人情報が害されることもあり得るのではと危惧いたします。それらを見ながら、我が国独自の視点をつくっていく必要があるのだろうなと。その点で、今後、個人情報保護の専門家や技術者たちとも対話をなさりながらつくり上げていくということは非常に重要なプロセスなのだろうと思います。

また、これに関連して、恐らく政府のその分野における各専門家との対話や調整というのも必要なのかなという気がいたします。今でもこの委員会は複数の官庁にまたがって行っておりますけれども、各分野の実務担当のレベルなんかにおいても有益な知見を与えてくれる方々がかなりおられるのではないか。もちろんそれらの方々の知見を取るといっても、そちらのほうでも人的資源に限界があるから難しいということは重々承知しておりますけれども、そういったものとの連携も今後考えていくというのは重要なのだろうと感じております。この問題は、国家的に重要なプロジェクトなのだから、そういった形での協働体制も必要かと思います。

最後に、事前規制の導入の問題です。これに対して不安や不満を感じる方が存在することは今回のパブリックコメントでもよく分かりましたが、他方、そこで出された懸念等は、ワーキングで既に議論された内容の繰り返しという側面もあります。もちろん、それを事実に基づいてきちっと説明していくというのは今後我々にとって必要な作業だと思うのですけれども、その点ではある程度事前規制の必要性に関しては国際的な基本的な共通了解

であるということから、これを日本のコンテクストで立法事実を積み上げていくことになっていくのかという気がいたします。

このときに、我々が事前規制を導入するに当たって考えられる理論的な枠組みの検討も 重要だと思います。それをどのようにやっていくかということも、今後このワーキングで 考えながら進めていく必要があるのかなという気がいたします。これは恐らく事前規制の 内容に関する設計思想とも関わってくるかと考えております。

どういうことかと申しますと、今回、この中間報告では細かな領域に関する詳細な状況を踏まえた提案等をしていますけれども、立法化のときにこのような細かなルール型でつくっていくのか、それともDMAのようなある程度一般条項型のものとしてつくっていくのか、あるいは併用していくのかという点とも関わってきます。

これは、抽象化していくとかえって使いにくいという部分が一方でありながら、他方、ルールとの併用の場合だったら両者のいいところを取っていけるのか、そういった制度設計の問題は、事前規制の設計の問題ともリンクしていく問題ではないかと考えています。この問題を今後考えていく必要があるのではないかという気がいたします。

私のほうでは、以上でございます。どうもありがとうございました。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、よろしくお願いします。

○伊永議員

よろしくお願いします。

私も、今回、全部読ませていただいて、ぜひこの方向性を堅持すべきと思っております。 総論の一番頭に、寡占の固定化が今後も続くのか検証されたいとか、激しい競争をして いると書かれておりますけれども、そもそもの規制の趣旨から言って寡占が解消された場 合には規制の適用がなくなると思いますので、そういう意味では懸念は当たりません。ま た、激しい競争が生じているというのは、ディスラプティブイノベーション(破壊的革 新)の可能性は常にあると思うのですけれども、一方でキラーアクイジションとかキルゾ ーンとかで話題になっておりますように、ライバルが出現しにくい状況で、隣接市場にお ける投資インセンティブ自体も毀損しやすいということを踏まえる必要があります。そう すると、検証が先との批判は当たらないと思っています。このままどういう規制が有効か という点に評価を絞って議論を行うのでいいかと思います。

規制の内容に関しましては、2ページの論点3にありますが、対象を限定して必要以上の範囲にはならないように配慮すべきというのは、そうせざるを得ないし、そうすべきだと思っています。どんな規制であろうとも、事前規制となった場合に積極過誤となる可能性がどうしても出てくるとは思うのですが、それを必要最小限に抑えるためには、規制対象を絞る必要が生じます。規制対象者も絞るし、対象となる行為も絞るということになろうかと思います。

一方で、脱法的な規定も設けるべきです。規制の潜脱とか迂回措置みたいなものは本当 に簡単にできますので、規制が迂回されないように、規制の仕組みとしては多少抽象的に ならざるを得ないし、本質的な問題を定めていく必要があるだろうと思っています。

最後に、今後の進め方ですけれども、既に若干パブコメ前までも議論されていましたが、 着地点とか出口を見定めることが重要かなと考えております。どういう規制にするかとい うことと、どういう執行機関になるのかということはセットだと思いますし、他法令で補 えるところは他法令で補いながら、場合によっては他法令自体に改正を促していく方が有 効な規制となることもあるかもしれません。その際には、法令を所管している官庁との連 携とか共管とか、そういったものが問題となってくると思いますので、そこも考えながら、 どういう執行機関にどういう権限を与えて規制を実施していくかということを考えながら、 規制内容も検討しなければいけないと思いました。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

では、前半の最後になりますが、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

増島でございます。どうもありがとうございました。

ここは総論と今後の議論ということでございますので、まず総論の部分で申し上げますと、いろいろ総論でいただいていますが、方向としては前に進むというふうになるのだろうと思っております。

総論のところで少し触れられていますし、今後考えていかなければいけないこととの関係で、今おっしゃっていただいたとおり、ルールを考えるときに、それがエンフォース可能かということと両輪で考えていかないと、ルールは作ったけどみたいな話になっていく可能性があると思っています。執行のやり方、それは結局どの当局が所管するのかということだと思うのですけれども、ここはすごく意識をしながら議論をしたほうがいいかなと思っています。

透明化法のときは、どちらかというとルールをどういうふうにするかというのがあって、 実際の執行をどうしますかというのは、後ろのほうで経産省さんにというような落着になりましたけれども、今回、事前規制で、皆さんもおっしゃるとおり、そんなに細かくリジッドな規制になるというよりは、ガイドラインなのか何のかは分からないですけれども、タイムリーにいろいろなものを出していくようなやり方をしていかないと、うまく捕捉できないみたいなことが起こるのではないか、こんな感触がありまして、そういうことを適切に行うことができる当局に所管してもらう必要があるのではないかというのが1点。

もう一点は、これはルールが守られなかったときにどうなるのかというところも、一定 のペナルティーの設計をしていかないといけない。透明化法は一緒にやりましょうみたい な話で、ペナルティーの話をごまかしたところがあるのですけれども、今度のものはちゃ んとやらなければいけないということになりましょう。そのときには、恐らく課徴金みたいな制度とか、むしろ公取委さんが持っている合意をすればひどい目に遭わない課徴金減免制度や確約手続といった制度とか、こういうのを組み合わせた仕組みを入れなければいけなかろうという思いもあります。この辺の法執行もしくはペナルティー、もしくは守らせるためのインセンティブ設計を真剣にやらなければいけないということになると、ますますどこの当局にやってもらうかというのがすごく大事になってくると思いますので、ここは議論の初盤からちゃんとやらないといけないなと思っておるところでございます。

総論のところではそれを申し上げればいいかなと思いました。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

パブコメでこういう意見で、執行機関の検討に関しては公取委というような書き方もあって、ここは本当に悩ましいところではあります。

○増島議員

そうですね。正式な議論はしにくいかもしれなくて、それは当局の中のつかさの話とか、機構の問題とか、予算の問題があるので、そこは何となく理解をしているつもりではあるのですけれども、他方で、ルールをどういうふうにつくるかということと結構密接なので、なるべく話しているときの認識として、どういうことになっていくのかという、包括的なものでもいいので、あったほうが議論がしやすいのではないかなという感触でございました。

○依田座長

まずは一回ここまでで、事務局のほうからリプライをいただきたいと思います。どうぞ お願いします。

○成田審議官

ありがとうございました。

いただいた御意見はそれぞれそのとおりかなと思っています。一つ一つについてお答えすることにはいかないと思いますが、補足として、諸外国との対応関係を注視という川濱委員からの御指摘で、サイド情報ということでもないですけれども、G7が来年日本が議長国でありますので、皆さん御案内のように、去年も一昨年もイギリス、ドイツと、我々が取り組んでいる領域の競争政策については、それぞれG7でずっと実務的にも議論をして、連携をしていこうということを言っていますので、来年日本が議長国になりますので、我々、日本で議論をリードしなければいけないという意味では、先ほどお話ししましたように、マルチでの連携というものを主導できる立場でもあるので、そういうものもうまく使いながら、ぜひこれから、今日に限らず、こういう切り口で各国と、コンセンサスはなかなか難しいところもありますけれども、連携したらいいのではないかということで、マルチというのもあるのだという認識でいろいろ御示唆いただければありがたいなと思います。

それから、最後の増島先生と依田先生の御議論であった執行の関係は、御配慮もある御議論でありがとうございます。ただ、確かにルールをつくるときにそこが分からないと、というのもそのとおりでありますので、そこをうまくやり方を考えていかないといけないかなと思っております。

全部ではないですけれども、私からは以上です。

○依田座長

前半、川濱先生、伊永先生、増島先生、法学者のほうに、事前規制をもう少し詰めておいたほうがいいかなと思うところがあって、事前規制というと、独禁法が事後規制であって、事業法は事前規制という言い方もありますが、独禁法の中にも事前規制はありますし、近年は事業法の規制のほうでも事前規制から事後法へ変換が図られていることもあるので、事前規制というのをもう少し定義的に考えていくとどういうものになりますかね。

川濱先生、伊永先生、何かお考えはありますか。事前規制をどう定義的に考えていったらいいですか。当初はシンプルに、独禁法事後規制に相対するものとして事前規制と言われていたと思うのですが。

○川濵議員

では、私のほうでよろしいでしょうか。これは実は、今あるところで書いている論文で検討していることなのですけれども、事前規制と事後規制の区別とか、あるいは事後規制のほうが優位に立つのだということのドグマは、確かにかつては重要視されていました。現在では、区別はかなり流動的であることが分かりました。典型的な、理念型としての事前規制、事後規制はあります。典型的に、行為を行う場合に許認可を受けてからでないと行為を行えないとか、こういったタイプの事前規制の理念型はあるし、事後規制として、事後に逸脱行為があった場合に規制しますという形での対応というのも、これも事後規制の典型とされている。

もちろん、よく考えてみると、競争法で非常に重要なものである、企業結合規制なんかも定義上事前規制になります。しかし、米国やE U などでも1970年代後半から、つまり典型的な事前規制に対して風圧がきつい中、従来の規制が改められて、事前規制としての企業結合規制が採用され、世界に普及していったわけです。これはどちらが本来的にいいか悪いかの問題ではなくて、規制のタイミングで、いかに消費者厚生なり、社会的厚生などを上げるかどうかという観点から見ていくことが必要となります。その点からすると、必ずしも事前規制が一概に悪とは言えない。要するに、介入のタイミングの問題であって、それ以上のものではないという形で現在争点は整理されているのかなという気はいたします。

他方、こうなってくると、一つの問題は、理念型としての事前規制がかなり廃れていって、他方、事後規制といっても、害が出てからでないと規制できないのでは、結局、社会的厚生が低下する危険性が高くて、もちろん事後のサンクションが十分であったら、それが事前に抑止されるという点から見たら、事後規制といっても事前に悪しき行為は抑制さ

れるのだという見方もありますけれども、サンクションで十分にコンプライアンスを担保できるような体制をつくっていくというのは難しいことも明らかです。悪影響の発生を待ってからでは恐らく十分なインセンティブを与えられないということは、これも行動経済学を持ち出すまでもなく、ほぼ自明な形で直面する問題だということから、むしろ内容の的確さ、要するに、規制の保護法益と規制の内容とが乖離していったら、それは駄目な規制に決まっているし、事前規制はしばしばそのような内容になりがちだから、どう設計するかという、むしろ設計思想の問題になっていくのかなという気がいたします。

もう一つ、これは競争法の特別法という側面という点に関しまして。これもいろいろな見方がありますけれども、規制改革後の各種業法というのは競争法の特別法的性格を持っているところもかなり多いわけです。要するに、基本的には競争を通じた社会的な公正や効率性の見地からの介入なのだけれども、その介入方法として競争法の一般的ルールに関して、場合によっては非対称規制が必要となったり、あるいは追加的な行為規制が行われたりという形での対応が必要な場合もあるわけです。これは競争法と対立するわけではないようなタイプの事後規制なのかなという気がいたします。この場合の設計思想においては、なぜそうなる規制が必要かということに関する介入の根拠なのかなという気がいたします。

ついでになりますけれども、もう一点、エンフォースメントの問題でいきますと、事前 規制というのは基本的に業法が大半を占めると考えているのですけれども、今回、我々が 直面している問題はそれとは異なっています。業法の場合は許認可権限が最大のポイント になります。共同規制のコンテクストでよく出されるブレスウェイトやエアーズの規制の ピラミッドという概念があるのですけれども、あれは最終的には罰金を取るというよりも、 許認可権限による免許剥奪というのが、重要視されています。今回我々はそれを持ってい ないから、ある種の金銭的制裁が最後のとりでになっていくという点においては、これは 競争法に近い側面もあるのかなという気もいたします。

私のほうは以上でございます。

○依田座長

伊永先生、今の点に関して何か御意見はございますか。

○伊永議員

ありがとうございます。

川濱先生が言われたことに全くの同意です。今回、そういう意味では事前規制から事後 規制というかつての流れを崩すものではないと思っています。事前規制というのは、例え ば許認可を得た者しか市場に参入できないということがもともと念頭にあったところ、そ れでは市場の機能を十分に発揮できないということで、一定の弊害の発生を前提とする事 後規制にだんだん移していこうという発想だったと思います。

今回の議論は、参入規制といったそういう事前規制にもう一回戻そうというわけではありません。弊害の発生が深刻で解決策も含めて事後規制ではうまくいかないところをどう

補うかという話で、事前に介入のタイミングを持ってきたという発想ですので、先ほどの 企業結合のような話を今回モバイル・エコシステムの話でやるということだと思っていま す。

そういう意味では、競争法や消費者法がうまくいかない点を事前規制としてどうやって回すかという、そういった既にある事後規制の弱点を補う形での事前規制ということであれば、もともと事前規制として問題が多いと言われていた話が当てはまりにくくなりますし、例えばリーマンショックのときに金融について自由にやらせ過ぎたといって事前規制をはめたような、事後規制の今うまくいっていない問題点を補完していくような話になりますので、一般的なイメージでの事前規制というものの批判は今回関係ないと思っております。我々が意識すべきは、事後規制のほうでうまくいかないところであるとか、新しい規制手段としての事前規制の必要範囲とか、そういったものに限定して考えることですので、このままの枠組みで何ら問題ないかなと考えています。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、ちょっとお時間が押しておりますので、後半のほうに入っていきたいと思います。

まず、森川議員、お願いいたします。

○森川議員

森川です。

ここまでパブコメに丁寧に御対応いただいたこと、本当にお疲れさまだと思いました。 総論に関しては賛成です。

今は、本当にファーストステップというフェーズだと思いますが、そして、これからセカンドステップ、サードステップに入っていって、そこで先生方からもいろいろなお話があったとおり、具体的な法制度とかの深掘りにつながっていくと思います。もちろん悩ましいところも多々あるので、周辺環境も見ながら丁寧に詰めていくというのは賛成です。

そのような意味でも、すごく意味があるなと思ったのは、今回このようなものを出したことによって、あるいはこういう検討をしているということが多くの方々を揺らしたと思っています。揺らすことによって、いろいろな意見が上がってくる。そのように議論を喚起するという意味がまずはとても大切なのだろうと思っています。

これからもしっかりと揺らしていただいて、そうすると、僕らの分野で言うと、アニーリングという言葉があるのですけれども、どんどん揺らしていくことによって最適なところに落とし込んでいく。そのような進め方がとてもいいのかなと思っています。

それとともに、これからに関しては諸外国との連携が重要ですので、先ほど成田さんのほうからも指摘があったとおり、G7とか、あるいはうまくいくかどうか分かりませんけれども、OECDとか、いろいろな使えるものはどんどん使っていただきながら進めていただきたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○依田座長

森川先生、一つお伺いしたいことがあります。今までずっと取引透明化法で対象にしてきたアマゾン、楽天、あるいはグーグル等と違って、アップルもアプリに関しては一部対象になってきたのですが、世界の中でパソコンの0Sは10%ぐらいで、ポルシェ型の優れたカンパニーが好き勝手をやっても許されるところがあったと思うのですけれども、日本という特殊な携帯マーケットの中において、日本で6割ぐらいのマーケットをアップルが持ってしまって、アップルのカルチャーというものが大きな一つの壁になっている部分もあって、それについて何か森川先生のほうで感じられることはありますか。

○森川議員

ありがとうございます。

先生の御質問に対して変化球的なコメントでよろしいですか。これはあまり表立ってはお話ししづらいことですけれども、どういうことかというと、アップルは一般論で言うと、シェアが高いところは価格を高止まりさせていて、シェアが少ないところは価格を安くしていると言われており、ビジネスとしては当たり前の戦略をしているのですけれども、ちょっと衝撃的なのは、販売促進費の総額が実は5Gの設備投資額の総額よりも大きいですね。

日本はシェアがiPhoneが6割ということは、そのうちの多くがクパチーノに流れているということなので、日本の国としてこれはどうなのかなというのを個人的には物すごく思っておりますが、これは消費者が選択したことなので仕方がないのかなというか、そこを踏まえながらどうしていけばいいのかということを常に考えているところです。全くお答えにはなっていませんけれども、以上です。

○依田座長

また引き続きよろしくお願いします。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは、論点4の立証責任の所在と論点7のステークホルダーからの情報収集 についてコメントさせていただきます。

全体についてはもちろん賛成でございまして、ここの2つの論点について、今回パブコメを受けて、そうだなと思ったところをお伝えしたいと思います。

もともと、私はプライバシーのところを主にコメントさせていただいているわけですけれども、正当化事由としてセキュリティーやプライバシーの保護というのを挙げるということが金科玉条のごとく使われてきたことに対して、どうそこを制御するのかという議論をいよいよ本格的にメスを入れなければいけないのだなということを改めて感じました。

パブコメを見ても、そこについて、恐らく消費者厚生の観点からすると、安心なアップ

ルがいいと、実際に保護者としてはアップルを子供に与えるわけですが、このままの環境では、アップルのドミナントな状況はずっと未来永劫変わっていかない。そこにはしっかり立証ということを彼らに対して責務として課すべきだろうということを改めて感じたところです。

そのための例えばツールですけれども、2ページのアに書いてあることについては、機関を立てるということなのですけれども、例えばここまで一足飛びに行かなくても、規格ですね。

アップルは国際標準とかへの貢献がすごく乏しくて、私はISOの標準規格とかに携わったことがあるのですけれども、マイクロソフトとかオラクルとかはそういう規格づくりに貢献するような方たちがいて、それぞれの例えばサービスについてどういう審査基準が必要なのか、コントロールを規定して、それに対する適合性を評価していくというようなことが、もしここの立証のところでできるのであれば、そういった規格みたいなものを国としてもコミットして、民間事業者をエンカレッジするのもいいのですけれども、そういった物差しのほうを用意するようなことをして、立証をアップルなり、グーグルなり、そういったところにさせる、もしくは、彼らにそういう物差しをしっかりつくってもらって、それについてこちらが審査するというような、ある程度明確な基準をここにいよいよつくっていかなければいけないのだろうなというのを感じました。

次に、ステークホルダーからの情報収集の論点7でございますけれども、ここもプライバシーの観点から、これはすごく前向きな話で、競争政策とデータ保護、消費者保護といったところを連携してということで、まさにここはそのとおりだなと思っています。明らかに今後、データ保護、プライバシー保護は厳格化される方向にありまして、ここについてどこに行き着くかというと、資本の投下量に結びついてしまいます。そうすると、テックジャイアントに利するようなことにならざるを得なくて、結果的にますますグーグル、アップルが強くなっていくような状況になり得る。

そういう意味でいうと、データ保護なり、日本で言うと個人情報保護法制というものが 今後どういうふうに変わっていくのかというのとセットして、競争政策なり、消費者保護 を考えていく必要があって、そこで重要なポイントは、プライバシー保護の中で議論され ているけれども、日本に入っていない、データポータビリティーのような議論であるとか、 そういったものをうまくここの中から連携しながら、何か日本に合った制度をつくり上げ ていくことが必要なのかなと。

現状、電気通信事業法でデータポータビリティーについてある程度議論が入ったところではあるのですけれども、もう少し全体の連携というのを今後詰めていく必要があるかなと思いました。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

川本議員は今入っておられますか。まだでしょうか。

では、ここまでの後半のほうは森川議員と小林様からでしたが、こちらについて事務局から何か御返答はございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

手短に。森川先生からいただいた、いずれにしてもしっかりと議論を喚起しながらコミュニケーションをしっかり取っていくということだと受け止めております。ありがとうございます。

あと、小林様からの御指摘がありました点、その前の方々からもありましたけれども、 各省庁の連携は、いろいろな法制度間の連携も含めて、ここは今まで以上にやっていかな ければと思っております。

簡単ですけれども、以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

1巡目の議論の今後の議論の進め方、モバイルの総論について、2巡目あるいは3巡目でも思い出すことがありましたら、各議員のほうからつけ加えていただくのは自由でございますので、2巡目に入りたいと思います。

2巡目は1巡目とは逆に、小林様から後ろのほうに倒れていく形でお願いしたいと思っております。モバイルのルール設定・変更に関する部分について、各論では1~10となっている部分ですが、そちらについてコメントをお願いいたします。

では、続けざまという形になりますが、2巡目を小林様からお願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

先ほどとかぶらないところだけ申し上げますと、これは電気通信事業法のほうの検討会でも議論になったのですけれども、アプリの審査についてアップルであるとかグーグルが独自に審査をして行っているというのがございまして、そこについて、プロの目から見るとどういうルールで審査しているのか分からないということがございました。

そのルールというのが、今ここでは変更とか影響を受ける事業者という話にはなっているのですけれども、そもそもそのルール設定はどういう形で行われているのか、どういう審査基準なのかというのが、その2社からすると、こういうふうにやっているのですというのはデベロッパー向けに出しているのですけれども、日本の法学者なり、日本の実務者から見ても、首を傾げるようなところが普通にありまして、そういったところのコミュニケーションは当局なり、日本の業界団体なり、事業者としっかりしていっていただきたいという思いがございます。これが1点目です。

もう一点だけ。情報遮断というお話がありました。あるところで取得した情報について のアクセスは、他部署でしっかり情報遮断できているのかどうかという議論については、 これについては前回までの議論ですと、どちらかというとあまり厳しい審査みたいところまで求めていない感じの意見が多かったかなとは思うのですけれども、今回のパブコメを見ると、割と立ち入って、しっかり情報遮断の実態を検査するようなところまで踏み込むべきという意見があったように思います。そういったところも今後議論してもいいのだろうなというのをこのパブコメを見て改めて感じたところでございます。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、森川議員、お願いいたします。

○森川議員

森川です。

こちらの各論のところはバランスよくまとめられているように思いました。競争が生じているのか、生じていないのかということでいうと、2社というのは生じていないと思っていまして、携帯の事業者でも、全世界でやはり3社でも少ないよね、やはり4社ぐらい欲しいよねと。だからこそ透明性というのが必要で、小林さんからも先ほどございましたが、グーグルとかアップルには透明性をきちんと分かるような形で情報を出させるというのが責務なのだろうと。実態把握をしていくということは責務なのだろうと思います。

電気通信事業法でも通信事業者にかなり情報を出させていますので、情報を出させた上で議論していくことをしっかりとやっていくことは特に重要なのかなと。その上で具体的に詰めていくことになっていくのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。幾つかあります。

まず、セキュリティー議論みたいなのがどういうふうにこれに対処をしていくのかというのは結構重要かなと思うわけですが、アップルでなければそれができないという話ではないはずですし、そんなわけはないだろうみたいなところがあるのだと思うのですね。そこの部分をどういう形で今回我々の中で出していくのか。

午前中に出席した経産省の別件会合でも御指摘がありましたけれども、これから自動車が動くモバイル端末となるという話がありますが、自動車という人の命を預かるデバイスなので当然セキュリティーが今までよりも重要になります、こういう話になっていくわけですけれども、そこに様々な事業者が乗り込んでいこうとしているわけであります。本当は、自動車で必要とされる水準のセキュリティーを担保することができる事業者が潜在的には存在しているということではないかと思われます。

モバイル端末としての自動車は、同時に新たなアプリストアを必要とするわけでありまして、こういうところに多くの事業者が入ってこられる、むしろそういう仮説のほうが正しいのではないかという感じがしております。もしそれができないとすると、ハードウェア側でそういうことをさせないようなやり方をしているからできないのではないか、こんな感じがしているところでございます。

なので、セキュリティーの話は、もちろん立証責任をどうするかとか、スタンダード・オブ・レビューをどうするかというのはずっと申し上げておりますので、ルール設計としてはそういうことをやっていくということだと思うのですけれども、我々の発想としては、セキュリティーの部分は、他にセキュリティを高水準で確保できるOS提供者はいないという前提ではなく、本当はもっとできる人たちがいるはずだという頭でいろいろなことを考えたほうがいいのかなという気がするというのが1点でございます。

2点目は、これに関連をすると思うのですけれども、一定反論に対して説得力のある形の報告書を書かなければいけないという観点から、技術の話に踏み込んで話をしていかなければいけないのだろうなと思っているところがございます。今回、これを出した後に事業者の方から、検討している会議体は技術のことを何も分かっていないみたいな、こういう上から目線で話してきている事業者もおります。確かにそんなに分かっていませんねというのはあるのですが、技術を笠に着てこちらを無知呼ばわりされるのであれば、こちらは技術側の武装も相当して臨んだほうがいいだろうという気がしています。

今回、パブコメでコメントをくださった中にはエンジニアの方もいっぱいいらっしゃって、そういう方々から、中立的な立場から、これは違うのではないの、これはそうだよね、もしくはアップルの言うことはおかしいよねみたいなものもいろいろいただいていると思います。そういう方は、公共的な動機から意見を寄せてくださっているということだと思いますので、ぜひ議論に参加していただいて、議員にするとかオブザーバーにするという話よりはむしろお話を聞くということなのかもしれないですけれども、いずれにせよ、テクノロジー側の武装をしっかりした形で最終報告を出していかなければいけないかなというのが2点目でございます。

3点目は、アプリストアの部分の例の課金問題みたいなものは、引き続き、プラットフォームのビジネスモデルの観点から考えるというのを維持したいという気がしています。要するに、決済手数料ではないというところが、僕はアップルとかが言っていることは正しいと思っているので、決済手数料の話に矮小化した議論は引き続きするべきではないなと思っているところです。

以上です。ありがとうございました。

○依田座長

増島議員、現役の弁護士なので、一つ教えてもらいたいことがあります。

例えば裁判で、裁判長や裁判官が必ずしも技術に詳しいプロではないけれども、双方の 言い分を聞いて司法的な判断を下さないといけない。そのときに、例えばサイドローディ ングの議論で、アップルのiOSでサイドローディングを何がしかの形で認めたときに、それによって悪意がある事業者がアプリケーションをアップル社の審査なしで提供することによって、iPhoneの脆弱性が突かれる形になって、消費者一般のセキュリティーが下がるのだという主張がなされることが予想されます。

アップルが、そういう主張をしたときに、その立証をどういうふうに裁判ではされるのか。逆に、そうではないと主張したとしても、サイドローディングを認めても脆弱性をソフトウエアないしは端末で突かれることはないのだという立証をどういう形で裁判ではさせますか。

○増島議員

結構難しいあれですけれども、通常は鑑定人意見というのを取ります。要するに、プロフェッショナルな人たちに鑑定書を書いていただいて、その鑑定の意見でやる。通常は、両方から鑑定意見が出てくるのですね。それぞれの鑑定意見を精査しまして、どちらのほうがより合理的なことを言っているかというのを、鑑定書をベースに、鑑定人に実際に裁判に出てきてもらって、その人に対して質問をして鑑定書の弱点を突いていく。こんな作業で、そこから裁判所は心証を取る。こんなプロセスを経るのが通常ですね。

いずれにせよ、アップルサイドから今回意見が出ているという状態になっているので、 これをテストしていくような形で、エンジニアの人たちから、これは本当なのかという、 この検証ができるというのが大事だなと思っています。

結局、ハードウェアまでくっついているので、今の自分たちのハードウェアを前提とするとこれこれはできないみたいな主張は、きっと何か変なのですね。そういうことでなくて、我々は今ルールをつくろうとしているので、ルールがそうなっているとすると、そのハードウェアのアーキテクチャーはルールに照らせばネガティブです、こういう話もそこには来ると思います。そういうふうな形のものに対してであれば、ちゃんとしたセキュリティーを担保できる人たちが、こういうふうにすれば問題なくできるでしょう、こういう主張を展開していかなければいけないということであるはずです。この辺になってくると非エンジニアにはお手上げだみたいな話になってくるものですから、例えば自動車みたいなところでいったときに、いろいろなアプリが入れられますとアプリストアが複数立つ。こういうモデルを考えている自動車のOS屋さんが仮にいたとして、その人たちはどういうふうにアーキテクティングするのですかということがもし分かれば、なぜそれがスマホにはできないのかという議論ができたりするのではないか、こういうお話でございました。

○依田座長

ありがとうございました。

前半が1回ここでお3方の御意見を伺いましたので、事務局のほうで何かリプライはご ざいますでしょうか。

○成田審議官

大丈夫です。お時間もありますし、先に進めていただければと思います。ありがとうご

ざいます。

○依田座長

承知しました。

では、後半のほうに入りまして、伊永議員、どうぞよろしくお願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私のほうはポイントを絞って1点、サイドローディングの話をしたいと思います。

特にアップルについてのハードルが高いと思いますが、これはやはりビジネスモデルを壊す結果になるというところをどのくらい重く見るかだと思います。グーグルができるのであれば、アップルだって技術的に可能ではないかと見られる半面、ビジネスモデルが大きく違いますので、アップルのプライバシーやセキュリティを最重要にしているというビジネスモデルは壊れる可能性があるという点について、我々はどれだけ強く言えるかというところかなと思います。

特に、機械的にサイドローディングができるようになったとして、その場合にアップルは自社のビジネスモデルを守るために、サイドローディングした場合の不利益を高めるインセンティブがあるわけです。そうなってくると、結局規制が機能しないということになってしまって、アップルのアプリストア経由のロードしか事実上できないこともあり得ます。サイドローディングしたらiPhoneが使えなくなったり、保証が外れたりしてしまうということでは、結局、道をつくっても機能しません。つまり、アップルのコミットメントがやはり必要になってくるということかと思います。

その意味では、アップルやグーグルが納得できる範囲でしか機能しないというのが一番 つらいところですが、その部分をどういうふうにロジックとして推し進めていくかという ことがポイントになってくるかと思いました。

一定の機能に限定するとか、一定の認証を経るとか、いろいろなアイデアがありますけれども、ここは広くいろいろな方から知見を募ったり、実際に技術に詳しい方の御意見を聞いたりするほかはないかもしれないと思っています。

ただ、ここが一番天王山というか、市場支配力が手数料率に表れているなかでの競争的 牽制力を及ぼすための最大の山場だと思いますので、サイドローディングのところで何と かできるかを闘った上で、どうしてもコミットできないのであれば、それはアプリストア の決済手段の拘束問題というか、課金方法の拘束を当然外してもらうことになると思いま す。ただ、決済手段だけでは市場支配力に対する十分な牽制とならないなら、やはりサイ ドローディングに手をつけざるを得ないという関係でもあると思いますので、ここが天王 山と述べたわけです。

ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濵議員、お願いいたします。

○川濵議員

ここの問題というのが、既に御指摘もあったように、セキュリティー問題とか、あるいは個人情報保護の問題と絡んでくるところだと思います。この点に関して、小林様のほうから1巡目のほうで立証責任に関するコメントがあったと思いますので、私も小林様に大いに賛同するところですので、ちょっと補足させていただきます。

ここで立証責任と書いていますけれども、ここにおける立証責任というのは、法律上の用語としての立証責任とは異なったものだという認識がまず重要だと思います。意見の中にも、あたかも普通の訴訟における立証責任の問題という前提で書いておられる方もおられますけれども、規制対象となるものの性格づけとも関わってくるわけですけれども、例えばゲートキーパー的な機能を果たすものと考えていくならば、このステークホルダーに対してガバナンス上一定の説明責任を持つ、主体に対して何を求めるかということだと思うのです。モバイル・エコシステムに関して、それを安心、安全かつ競争が行われる場として使うためには、それぞれのステークホルダーがどのような責任を負うかというところの中で、競争を歪曲するような可能性、ないしは消費者の選択肢を狭める可能性があるような行為を行う者に対して、どこまで説明責任を果たしてもらうかという点において、説明責任という観点から見ていく必要があるのだろうなと。

そうすると、これはある意味ではプラットフォーム事業者はセキュリティーの安寧のために何かをしなければいけないということはあるけれども、それは金科玉条になるのではなくて、それに関してどのようなことをやっており、そのためにどういう形で対応するかに関する一定の情報提供や具体的な説明を行ってもらう、そういった内容の問題になると思います。

他方、説明責任を果たしてもらったとしても、それを規制する側が、これを規制機関の側で行うのか、第三者的なものを新たに創設するのかという問題はあろうかと思いますが、それがかなりの技術的な洗練がないと困難だということも確かです。それらを含めた制度設計が今後望まれていくのかなという気がいたしました。これは、最終的な訴訟になる前の法の執行の段階における関係者のアカウンタビリティーの問題として捉えていくというのが肝要かなと思っております。

続きまして、これも皆さんの御関心のあるとおり、私もアプリ拘束、サイドローディングの問題に関しては、諸外国を見ても、利害関係者が最も多く、かつ最も活発に乗り入れられておるところかと思います。これは変更自身が大きく彼らのビジネスモデルにも影響することから、諸外国の動向を踏まえた上で考えていく必要があろうかと思います。

さはさりながら、現に我々がどのような形のオプションを考えているかということを提案することによって、諸外国の動向に関して一定の影響を発揮できる場かも分からないという気もいたします。その中で、今回、多数のオプションを提案して、これを今後どれがいいかを詰めていくというこの方針は全く賛同するところでございます。ただ、他方、よ

その国でもいろいろ検討されている部分は我々にとっても参考になることなのだから、これは多くの国で最も活発に議論されている分野だから、今後もそれらを注視しながら、我々が書いたこの内容、特にこの問題は恐らく技術の問題を踏まえた上で、相手側が出された説明等々を我々がどこまで技術的に理解するかということ、我々というよりも当局の側がどこまで理解する形で組み上げていくかという問題で、その点においても試金石かなという気がいたしております。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、生貝議員になります。

生貝議員、お願いいたします。ずっとこの分野のこの問題を取り扱ってきて、諸外国の動向にも強いですし、技術的な動向も非常に注意深くキャッチアップしていて、率直にどう思われるか、遠慮なく自分の意見を述べてもらっていいと思います。

生貝議員、どうぞお願いします。

○生貝議員

ありがとうございます。すごいプレッシャーをいただいた気がいたします。

今までまさに先生方にサイドローディングというふうに論じていただいた論点でございますけれども、まず1つは、サイドローディングという言葉でもともとの今回の中間報告で代替アプリストアとウェブなどからの直接ダウンロードの両方を含めて書いていて、それは一つの使い方かと思うのですけれども、さきほど成田様からあったように、中身の議論としてもう少し厳格にパターンを分けて考えていくことはもちろんとして、言葉のレベルでも明確に使い分けていいのではないかという気がしているところです。

今チャット欄に、これはブルース・シュナイアーというアメリカの大変著名なセキュリティー研究者がEFFというアメリカの代表的な消費者団体、プライバシーを非常に重視する団体のウェブサイトに寄稿した文章なのですけれども、サイドローディングという言葉の使い方というものに触れており、例えばこれはOpen App Markets Actの中でも、サイドローディングは求めていないというふうに彼は表現をしている。

さらに、まさにこれと全く同じ問題を取り扱った英国CMAの最終報告書を読んでいて、 我々と同じ方向性になっていると思うのですけれども、彼らもalternative App Store and sideloadingという言葉でやはり使い分けて論じるようにしているのか、なってき ているのかといったところがある。まず、そういったところが一つ。

そして、それを実現するに当たって、これは繰り返しになるのですけれども、それを競争政策的な文脈でのいわゆる事前規制と呼ぶかどうかは別として、しっかりとセキュリティーとプライバシーなどを担保していくために、それはまさにいわゆる事後規制などのようにアドホックに行っていくだけではなく、いずれの手段を取るにしても、僕は短期的にはalternative App Storeの方が穏健な選択肢だと持っているところですけれども、い

わゆる事前規制というものをしっかりつくり込んでいくことが必要なのではないか。

それは、一つの大きな名宛人は当然そのプラットフォーマーさん自身であり、しかし、もしかすると、直接的にせよ間接的にせよ、ほかのアプリストアに対してどういう規律をまさに法により及ぼしていくのかも考える必要がある。そういった手段は恐らく、さっきも申し上げましたけれども、デジタル市場法の6条の規制対話に基づく具体的な要求の文章化、あるいは英国のデジタル市場ユニット法案で議論されているようなenforceable code of conductの議論だと感じているのがまず一つでございます。

その上で、忌憚なくとおっしゃっていただいたので、2つ少し気になっているところです。

1つ目は、こういったまさにエコシステムのオープン化を進めていく中で、伊永先生の御指摘とすごく関わるところでもあるのですけれども、例えばalternative App StoreをiPhoneに許容したとすると、一つは、英国のCMAの報告書の中でも、マイクロソフトとエピックが手を挙げて、なるほどと思うところがあり、しかし、間違いなくグーグルのアプリストアがiPhoneに乗ってくるのだと思います。それはコンシューマーとしてはすばらしいかもしれない。

しかし、そのようなときに、これを気にかけることが妥当なのか、気にかけ方が妥当なのかというところの両方あるのですけれども、エコシステムのつくり方として、アップルはかなりプロプライエタリな垂直統合に依存して競争力を保っている部分がある。対して、グーグルは広告のビジネスモデルというところを含めて、オープンなエコシステムに強いつくりをしている。

もしかすると、オープンなエコシステムに政策として持っていくことが、今まさに2社で成り立っているこの市場というものを1社の方向に持っていってしまう可能性があるのか、ないのか。もしそのような可能性がこの論点において考えられるのだとしたら、それ以外のオープンなエコシステムにおける競争政策、あるいは事前規制の在り方といったようなことをセットで考えていく必要があるだろう。これは気にかけていることの一つです。

2つ目として、これは枠は広がるのですけれども、昨年末にElena Chachkoという研究者がStanford Technology Law Reviewに「National Security by Platform」という論文を公開して、注目を集めています。もはやセキュリティーというか、ナショナルセキュリティー自体がプラットフォーマーによって担保されている部分が様々な形である。それはディスインフォーメーションの問題しかりですが、他方でアプリストアの上にどんなアプリが乗ってくるのか、乗るべきではないのか、もしかするとその部分を国家に代わって判断している部分というのがその文脈においてもあるのではないか。これはまさしくアメリカのオープンアプリ市場法案の中でも公開で論じられている論点の一つだという認識です。まさにオープン化をしていく中で、国家安全保障のようなところを含めてどのように担保していくかということも、もしかすると考える必要があるのではないか。これが気にかけている 2 点目でございます。

最後に一つ、これも英国のCMAの報告書になりますけれども、今のアプリストアのオープン化というところは引き続きつくり込みをICO、日本で言う個人情報保護議員会としっかり連携しながらやっていくと書いている。しかし、短期では、先ほど少しお話が出たクラウドゲーミングに対する制約とウェブ・アプリに対する制約というところに焦点を当てて、マーケットインベスティゲーションを始めている。

ですから、短期では代替アプリなのかと申しましたけれども、まさに短期でやるべきことの一つとしてこの中でも取り上げられていますけれども、分けてもウェブ・アプリの重要性というのは非常に高いのだろう。個人的に、この後の検討の中で、まさにブラウザの議論とも直結するところでございますけれども、力を入れて掘り下げていただきたいと感じているところでございます。

長くなりまして恐縮ですが、取りあえず以上です。

○依田座長

生貝議員に1つだけ質問したいのですが、日本において、モバイルOSはアップル社のiOSのシェアが高いのですが、このことは日本においてモバイル・エコシステムの市場支配力を考える上でどの程度考慮すべきことかと思いますか。

○生貝議員

難しいですね。これは本当に他の国の市場でアップルのシェアがどのぐらいなのかといったようなところの議論と照らし合わせながらやっていく必要があるのかと思うのですけれども、僕自身はそんなにクリティカルな違いにはなってこない範囲での違いかなと直感的には感じるところがあります。

○依田座長

承知しました。ありがとうございました。

川本議員、今お入りになられておりますか。

まだお入りになっていませんかね。

では、今2巡目の後半のほうの伊永議員、川濵議員、生貝議員の御意見について、何か 事務局のほうで回答されることはございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。今の点では大丈夫ですので、進めていただければと思います。

○依田座長

ありがとうございました。

さっき3巡目のところについては御説明は後でとされたところがありまして、もし事務局のほうで御説明されるところがありましたら、していただいて、その後、議員から御意見をいただこうかと思いますので、どうぞお願いします。

○成田審議官

では、お時間が押しておりますので、手短に最後のパートの御説明をしたいと思います。 まず、プリインストール、デフォルトでありますけれども、こちらのほうも賛成意見、 反対意見が来ておりますけれども、いずれにしても競争に与える影響について詰めていく ということ。

オプションAというのは、デフォルト設定をできるようにするということでありますけれども、その詳細設計を検討する。オプションBは選択制の問題であります。これも賛否両論ありますけれども、UXを阻害しないようにというところと、どうやって効果的にするかというところが重要なところかということで、詳細設計の在り方、やるやらないの議論ももちろんそうですけれども、検討が重要かなと。

あと、この点については、MADAの問題とか、いろいろ訴訟の動きもございますので、 ここをどう取り扱っていくかということも議論かと思いますけれども、その辺りの動きも 注目する必要があるかなということでございます。

それから、アンインストールの禁止についても、これも賛否があって、特にほかのアプリなり機能に影響があるものもあるということで、その辺りの例外とすべきようなことも含めて議論するべきということだと思っております。

それから、検索を使った自社優遇、特にマップの問題と、自社のブラウザ、クロームを グーグルが検索を使ってプロモーションをしているということについて、特にマップのと ころは既に確立しているのでユーザーにとっても便利なのだというところで、そこに手を つけるのはどうなのかという意見もございました。一方で、これはまさに自社優遇だねと いう御意見もある中で、ここの評価をどうするかといったこと。

それから、宣伝のところも、本来それはおかしいのではないかという意見もあって、いずれにしても影響等々を引き続き詰めていくということかと思っております。

それから、自社優遇というものは、そもそも消費者にとっていいのだ、もちろんそうい う議論があるわけですけれども、それとの関係での問題提起もございました。

ということで、このところは少し整理をしなければいけないかなと思っておりますが、 既にもうサービスが行われてしばらく時間がたってしまっているものもありますが、今後 そういうことが起こったときに、ルールをつくっておかなくてよいのかという話もあり、 今あるマップについての話と、今後同じようなことが起こったときにどうするかという備 えとしてのルールと少し切り分けて議論する必要があるかなということでございます。

データのところ、あるいはデータを使って機能を追加してしまうというところについても整理をさせていただいていますけれども、今までもプラットフォーム事業者からデータの活用状況やいろいろな事項について聞いておりますけれども、まだまだ我々としてクリアになっていないところがありますので、引き続き事実関係を詰めていくというところをやっていければということ。

それから、この辺り、データがどういうふうに使われているかということ。

それから、一部、今まで議論を提起していなかったところでありますけれども、MFiプログラムということで、アプリを提供する事業者に対してライセンスを与える代わりに機密情報をアップルに提供しなさいという形で、こういった機密情報の利用を認めさせるよ

うなこともあるというコメントも来ております。この辺ももう少し詰めていく必要がある かなと。

実際に、自主的な情報管理体制がどうなっているかというのをさらに詰めていく必要が あるだろう。

こちらのほうのデータに関する話は幾つかオプションを挙げておりますけれども、オプションAというのは、競合サービスに使用しないということで、これも賛成意見と反対意見、特に競合サービスというのをどう判断するのかみたいなこと。

2つ目のオプションは、生成されてプラットフォーム側で得られてしまった情報について、サードパーティー事業者の事業活動からの情報に対し求めがあったら、アクセスを認めなさい。ここは反対意見があって、これはやはり個人情報との関係で問題があるのではないかというコメントも結構多かったなということで、この辺りも対応するのか、しないのか、やるのだったら設計をどうするかを考えなければいけない。

ポータビリティーの議論がございます。ここについては、アップルサイドからは現実的でないことは実行不可能だということもありますので、特に無償、継続的、リアルタイム、この辺りも詰めていく必要があるかなということ。

それから、情報遮断について。情報遮断はオプションAで競合のサービスに使わないというところと裏腹というか、連動するところで、コメントもそれに絡んで、両方に対して来ております。これをやるとしての実効可能性もありますし、AがあればDは要らないのかもしれないということも含めて詰める必要があるのかなということでございます。

それから、データを使って機能追加とかデフォルト設定してしまうということについては、これも懸念がある一方で、利便性が高まらないのではないかという点もあり、賛否両論があるところでございます。こちらについても、設計としてどうするのか。

仮に何らかの介入をするのであれば、オプションEとFということで、こういうのをやってはいけない、競合がある場合にそれを追加してはいけないという問題と、あとはそこまでやらないにしても、そのプロセスを透明化できるのではないかということで、ここもいろいろと、そこまでやる必要があるのか、できるのかということで、アイデアとしては、全部を駄目というふうにするのではなくて、通報窓口のようなものがあった場合に対応するようなことがあるのではないかというアイデアをいただいております。

ソーシャルログインにつきまして、これはアップルの問題でありますけれども、これは利用の強制ではないけれども、選択肢を示しなさいというものですね。これについても、アプリストアをやっているがゆえにこういうことを強制できるというのは少し行き過ぎではないかといったコメントもあります。特にIDのところはデータの利用にも密接に関わる部分で、それに対してどうなのかというコメントもあったのかなと思っております。

クロームのところの自動ログイン、これは、利便性が高いというところと個人情報の関係でどうなのかというところ、あるいはさらにはデータを使えてしまうということで有利になるのではないか等々の論点があったところであります。これもいろいろ賛否がござい

ますけれども、オプションEに、オプトイン型にするというのが妥当ではないかというと ころでございます。

それから、これはグーグルですが、ブラウザから自社ウェブサイトに対してデータをつけて送るということで、かえってそれが自社のサイトだけ有利な情報になっているのではないかという懸念があって、エンジニアの方だと思いますけれども、これは個人情報保護の関係、プライバシーの関係で考えるべき話なのではないかということで、例外を認めるにしても何らかのルールが要るというコメントもいただいております。それほどここはコメントが多かったわけではないです。

サーチ・クエリ・データ。これはグーグルのほうで、中間報告で書かれていたような彼らの説明があったところでありますけれども、いずれにしてもどういうやり方があるのか、やるべきなのか。

最後、機能アクセスのところについて、これは今まで提起していなかったところで、モバイルデバイス管理についての機能へのアクセスの制限もあるのだということで、出ていなかった論点についても提起いただいたところですので、これも含めて議論していく。特に、ここの場合は例外として認めるようなケースはどうなのかというところが大きな論点なのかなということでございます。

それから、ボイスとウェアラブルでございますけれども、全般的には政府介入は慎重に すべきということで、グーグルのほうからも、今回注視していくということで、そういう スタンスについては賛同の声もあったところでございます。

一方で、デフォルト設定において、認めるべきとか、選択画面を与えるべきというオプションについては、そこまでやる必要があるのかといったことがございます。

それから、機能面の制約。ウェイクワードを使える、使えないの問題と、そのほかの機能へのアクセス。特にウェイクワードのところはアップルのほうから、ウェイクワードを他社に認めると、常時声を取ってしまうという意味で、プライバシーの懸念が大きいといったことが来ておりますけれども、これについてどう評価するかというところが論点かなと思っております。

それから、アップルがサードパーティーアプリに対してSiriと連携することに対して、12のカテゴリーに絞っているということでありまして、これについてはグーグルのほうからアイデアが来ておりまして、サードパーティーのアプリに同様の機能を異なる技術的手段で提供するような相互運用性を考えたらいいのではないかという提案が示されているところでございます。

それから、ウェアラブルでございますけれども、これはiPhoneとアップルウオッチの接続に比して、iPhoneとWear OS搭載のスマートウオッチは連携が不利になっているという御指摘でありまして、これはアップルは明確なコメントはなかったわけです。グーグルのほうから、公取委に対してコミットメントされているコア相互運用性API、相互運用性を確保すべきということを自分たちはコミットしているので、これと同じことをやったら

どうかという提案をいただいております。

最後に、その他のことについて、注視スキームということで、注視しながら何かあったらということでございます。グーグルのほうから、こういうスタンスで臨んで、今、いきなり規制を入れることにしていないとの判断について歓迎の声も出ておりますけれども、実際にこれをどの省庁がどういう形で連携しながら、かつ何か介入するときの設計をどうするかということについては、詳細な検討を行っていくこととしてはどうかと思ってございます。

私からは以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

それでは、3巡目の議論に入りたいと思います。3巡目は生貝議員から順番にお願いいたします。論点としては、モバイルのデフォルト設定、データアクセス、各論でいうと17~27の項目になっています。また、ボイス・ウェアラブルについても併せてコメントをお願いいたします。

では、最初に生貝議員からお願いいたします。

○生貝議員

ごく簡単に4点ほどですけれども、1つは、27ページのところから始めていただいている検索エンジンなどの選択制というのは非常に重要なのだなと感じています。特に、デバイスを使い始めるときのところも含めてですけれども、最近、個人的にここしばらくモバイルの検索を完全にグーグルからダックダックゴーに変えてみたのですけれども、何も不自由はないのです。

確かにグーグルの検索エンジンはすごいけれども、かなりの程度、デフォルトに依存しているところは決して小さくないはずで、それはまさにアップルとグーグルの非常に巨額の、数兆円単位のレベニューシェアなどを含めてよく見ていくことが恐らく非常に大きな意義を持ち得るのではないかというのが1点目。

2点目としまして、32ページの一番上のほうに、アップルさんがデベロッパーに対して機密情報をアップル内で利用することを強制したり、あるいは知財侵害を訴えることの禁止といったことを書いてございまして、これはビジネスプラクティスとしてはもしかすると適正な部分もあるのかもしれないのですけれども、これは別途議論に関わっているDFFTや国際通商の関係でいうと、言わば権威国家が行っている強制技術移転にほかならないのではないかと感じるところもございまして、まさに自由にビジネスを行うことができる環境は果たしてどうなのかということを見ていく必要がある。

3点目として、ウェアラブルとアシスタントに関してですけれども、データとデータポータビリティーはすごく重要なところだと思います。このことについては、まさしく今までずっと議論してきた、競争とプライバシーやセキュリティーの調整に関わる、もともと元祖の論点の大きな一つであった。そこをまさしく先ほどの代替アプリストア等の論点と

併せてどうしっかりつくり込んでいくか。それに当たっては、特に海外では、前も申し上げましたけれども、データ法案、それから特に医療等の関係では欧州ヘルスデータスペース法案などが非常に真正面にそこから切り込んだ内容を規定しようとしてきているので、ぜひしっかり併せて見ていく必要がある。

最後にもう一つ、これは全体に関わる、特に自動ログインとかとの関わりでもそうなのですけれども、これもやはり改めて、eIDAS2.0のデジタルIDウオレットのことはしっかり見ていく必要がある。巨大プラットフォームにデジタルIDウオレットの受入れを義務づける方向で今ヨーロッパは検討しているわけです。やはりIDは重要である。特に、これはTrusted Webの協議会のほうで既に関連する議論もしているとお聞きしましたけれども、ぜひここは力を入れて見ていっていただきたいと思います。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、川本議員はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局

事務局ですけれども、少し遅れるということです。

○依田座長

了解しました。

続きまして、川濵議員、お願いいたします。

○川濵議員

それでは、私はごく手短に申し上げます。

この問題は非常に多岐にわたっていますけれども、今回のある種の収穫だと思うのは、31ページの終わりから32ページにかけて、MFiプログラムに関しての当事者からの意見聴取だったと思います。これは当然に悪いというあれはありませんけれども、場合によっては、研究開発インセンティブのデータとか、好ましくないような効果を持つようなことが、どちらかというと競争法の中で従来議論されていた内容とも関連する問題であり、注視して見ていく必要があるのかなと。

これに関連して、この問題は単純に規則をつくって終わりというよりかは、一般条項型のようなタイプの規制も置きながら、逐次的にステークホルダーから情報を集めて、問題があれば解明していくというようなタイプの介入も今後も必要なのかなという気がいたしました。

もう一点、情報の取得、活用等々の問題に関連すると、情報量に関して情報管理体制の チェックや、それに対するオプションの構築というのは今後さらに詰めていくというか、 これらのオプションの中での当否とか妥当性を今後考えていく必要があるのだろう。

同時に、情報管理体制の是非の問題というのは、それこそ当事者側からの十分な情報提供と、それをチェックする側、当局側の能力が試される分野なので、ここも大変でしょう

けれども、どうかよろしくお願いしますとしか言いようがございませんけれども、重要なポイントかなと考えています。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私からも手短に。最初に検索デフォルトの話ですけれども、生貝議員からダックダックゴーで不便がなかったという話ですが、数年前までは全く検索としてはどうかというような状態だったのが、ここ最近よくなってきているような気が私もします。

それはなぜかというと、使っている方が増えたからではないかなと思っていまして、結局のところ、ネットワーク効果が効いてくるこういう分野については、デフォルトを押さえられていることが大きいし、それを乗り越えて使う人が一定程度、クリティカルマスを超えてきたら一気に機能が向上するということを顕著に表しているのではないかなと思いました。

その意味では、デフォルトの問題というのは大きくて、いかにデフォルトの呪縛を打破できるようにするか。それから、一回選択したものでも変えるのが容易なほうがいいと思います。そういった継続的に変えられる、もしくは使い道によって容易に変えられるということが重要になってくると思います。

それから、データの話は、これまで様々なオンラインストアやデジタル広告でも問題となってきましたが、さらに複雑化した問題になっています。特にヨーロッパの議論がやはり先行しているように思いますので、データコモンズのような考え方をどれだけ取り入れられるかということが重要になってくるかなと思いました。

最後に、ボイスアシスタント、ウェアラブルの話は、コメントされた方が意外と少なく、 やはりネクストカミングな分野はあまり関心が高くないのかもしれませんが、ここの部分 もOSとの関係、モバイル・エコシステムとの関係では非常に重要な分野になってくると 思いますので、コメントは少なかったものの、引き続き重視して検討していただけたらと 思います。

以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで事務局のほうから御回答はございませんでしょうか。

1つだけ気になったのは、川濵議員の指摘された、資料2の31から32にかけてのところのアップル社のサードパーティー・デベロッパーに対する、あたかも拘束条件つき的な取引はどんな感じの声だったのでしょうか。事務局、もしお分かりのことがあったら教え

てください。

○成田審議官

ありがとうございます。

コメントは皆さんと同じ文面でしか見ていなくて、この方とお話をしたりというところまで言っていないので、それ以上のことは今の段階で分かっていないのですけれども、通常のビジネスとしてありなのかということは、この後、増島先生辺りにもぜひコメントをいただければと思っております。我々もこれから詰めなければという段階でございます。

ただ、この手の話は今までも聞かないことはなかったので、それなりに関係者の間では 懸念が生まれている部分なのかなと思っております。

○依田座長

承知しました。

そのほかのところについて、何かリプライはございますか。

○成田審議官

一言だけ、先ほどのデータの管理については、各国との連携とありますけれども、例のプライバシー・サンドボックスの関係でグーグルとCMAがいろいろとやり取りをしていまして、プライバシー・サンドボックスはグーグルが有利になるのではないかという議論の中で、いやいや、そこには使いませんということで、そこの議論が一つ、当局と事業者との間でのコミュニケーションダイアログとしては最先端かなと思います。その辺りは気をつけて見ていきたいと思っております。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、後半に入りまして、増島議員、お願いします。

○増島議員

ありがとうございます。

3点です。

まず1点目は、細かい論点がたくさん出ていますけれども、この細かい部分の積み重ねで彼らが圧倒的に有利になっているということなので、今後の報告を取りまとめるに当たっても、この細かい論点に対して一つ一つちゃんとした説得力のある議論をしなければいけないだろうと思っております。

それとの関係では、先ほど2のところで申し上げたことがそのまま当てはまりまして、 やはり技術の観点から我々は説得力のあることを言って、プラットフォームの方々に、こ いつらは技術のことは分かっていないというふうに言わせない状態をどういうふうにつく るのかというのは大事なポイントだと思いますというのが1点目。

2点目は、ボイス・ウェアラブルの部分です。この間、メタがVR領域でのフィットネス系のサービスを提供するWithinの買収を発表したところ、ちょっと待てと言ってFTCが差し止めるということがありました。いま我々が行っている議論は、ああしたFTCの行為

を理論立って日本の公取委が行えるようにするということに向けられたものであることが 必要になってくるのだろうと思っています。

特に、日本では我々は今、ボイスとウェアラブルが危ないねと言っているので、ここはリスクが高いと政府として考えているという意思を持っているわけです。買収がどんどん進んでいったり、キラーアクイジションをやられると困るという、そのようなことを我々は、仮説として持っているということなので、この仮説自身の説得性というのを、今回の反対意見との関係で、あまり反対していないのではないかというふうに見えるのですけれども、一応、説得力を持たせた上で、事前規制をしろというよりは、アジャイルにすぐ動けるようなフレームワークとしてどういうものを持ったらいいのか。もしかすると、新しい法律というよりはむしろ公取当局の権限行使の仕組みの話なのかもしれないですけれども、これがやられると後から取り戻しがつかないよねといって、今定めたものについて、独禁当局、公取当局が動ける枠組みみたいなものをどういうふうに構想するかということを考えるというのが大事なのかなという感じがしています。

3点目はデータの部分でございます。データのところでは、世界でいろいろな議論が行われていますよねという中で、特にここは大きなビッグポリシーみたいなものが大事になってくるじゃないですか。ビッグポリシーに基づいてどうあるべきだよねという議論になってきそうなところがあるので、我々、ビッグポリシーが世界で今どういうふうな形で展開されているのかというのをきちんと把握をした上でデータの議論をしたほうがいいかなと思っています。

もう一点は、先ほどの話もありましたけれども、我々Trusted Webを狙いますと言っているので、Trusted Webみたいなことをやろうとしたときに、プラットフォームの壁に阻まれてそれができないという状態にならないためには、どういうルールであるべきなのかという観点が大事だろうなと思っています。

欧州みたいにデジタルIDウオレットみたいなものをやれみたいな、ちゃんと入れなさいという直接的で権威主義的なことを言うのかというのはあるのですけれども、いずれにせよ、それがプラットフォームの政策によって面従腹背みたいな形で進まない状態になるということは避けなければいけないなというのがあります。

最後、これもデータのところですが、今、Web3の領域をやっているのですね。Web3の領域というのは、御案内のとおり、決済を全部暗号資産で行っていく、ステーブルコインで行っていくという話なので、まさにアプリの人たち、アプリのマーケットをやっている人たちからすると、いままでの決済プラットフォームとは全然違うところで決済が行われていくという世界になるのです。Web3のアプリはブロックチェーン上のサービスなので決済に法定通貨を使うつもりはないので、ステーブルコインなり、暗号資産で決済するということになるのですけれども、これがポリシーに違反をするみたいな話になるとWeb3は進まないのですね。

今、Web3はまだフリンジな領域に見えていると思うのですけれども、イノベーター界

隈では、Web3アプリケーションのマスアダプションが一番重要なトピックになっています。マスアダプションってスマホに入れなければマスアダプトしないわけですけれども、スマホに入れるとプラットフォームの課金政策が出てきて前に進めないので、ここをどうやってかいくぐるかという議論でカンファレンスのセッションがいっぱい立つみたいな状態になっているのです。イノベーターの人たちなので、何とかうまくかいくぐる方法を考えるという方向で前向きな議論をしているのですけれども、実際にはそういう形でWeb3的なもののマスアダプションが阻まれているという現状があるのですね。

ここは、データの話、もしくはほかの論点にも絡むかもしれないのですけれども、現実問題、イノベーションがアプリの領域でまさに阻害されているみたいな状況にあるというところは御認識をいただいた上で、Web3については理解を深めていただくべきだろうと思います。もちろんこの会議体は次世代のインターネットの姿としていわゆるWeb3というよりはTrusted Webという姿を目指してやっているというのはあるのですけれども、Web3の領域では事実すごくたくさんアプリが出てくるという、今、カンブリア爆発前夜みたいな状態なので、ここをちゃんとマーケットに出せるような状態、少なくともプラットフォームの政策によってマスアダプションが進まない結果、うまくいかないという状態は、競争阻害によるイノベーションに対する掣肘以外の何物でもないという感じがいたします。日本政府もWeb3を国家戦略とすると言っていますので、この辺は少し着目をしていただき、デジタル市場競争のアジェンダと接続をしたような議論をしていただくとありがたいなという感じがしています。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、森川議員、お願いいたします。

○森川議員

森川です。お疲れさまです。

1点だけシンプルに、MFiプログラムに代表されるように、契約に関しての透明性というのは重要かと。これは、特にアップルに関しては昔から問題になっていて、秘密保持で一切分からないというところも数多くありましたので、この辺り、何かうまい策が取れればいいなと思っております。

簡単ですが、以上です。すみません、ここでちょっと退席させてください。ありがとう ございました。

○依田座長 ありがとうございました。最後になります。小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

私も手短に。

データの取得、活用について、皆さんも指摘されているところに近いのですけれども、言われていないところで言うと、32ページの論点 2、アップル、グーグル内での自主的な情報管理体制のさらなる把握というのは大変重要かなと思っております。彼らはいろいろなセクションを持っていて、それぞれファイヤーウォールを引いているというのは、割と木で鼻をくくったような説明、答弁を繰り返すのですけれども、実際にどうなっているのかというのはよく分からないですし、今回いただいたコメントの中でも、例えば元アップル幹部のフィリップ・シューメイカーは、実はデータを製品開発に使っているのです、みたいなことを言っているというものもありましたので、どうやって実際に管理されているのかというのは、今回のこういうパブリックコメントを受けて、さらにここは踏み込んでいってよろしいのではないかなと思います。

もう一点、ここに関連するところですが、データポータビリティーの議論ですけれども、コメントのほうを拝見すると、日本の企業に対してそういう規律がかかるのではないかというのを警戒したようなコメントがあったように思います。これはあくまでも今回はモバイル・エコシステム、特にアップル、グーグルというものを念頭に置いた議論だということで、データポータビリティーの議論を割と限定的にすることがもしできるのであれば、そうしたほうがいいかなと。

さもないと、日本のプラットフォーマーとかテレコムキャリアとかからも、現状、全然 対応できていないので、データポータビリティーについてちょっと懐疑的な意見が出てく るということになってしまいます。ですが、グーグル、アップルに対しては、データポー タビリティーというものについてはプラットフォーマーとしての責務としてどこよりも率 先して対応いただきたいと思っている部分ですので、そこがちゃんと切り分けできるよう になるといいなと思います。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

後半のほうに関して、事務局から何かリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございました。大丈夫です。

○依田座長

私のほうも今日はお聞きしたいことは途中で全部お聞きしましたので、本日は本当に多様な御意見をいただきました。大変参考になる御意見ばかりでしたので、これからまた事務局のほうで持ち帰って、また中身を詰めて、次の御相談をさせていただきます。

事務局のほうから御連絡はございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

本当に今日は長時間ありがとうございました。それから、これからの我々の作業にとっ

ても非常に参考になる御意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。

次回については改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 本日はありがとうございました。

○依田座長

どうもありました

それでは、以上をもちまして本日のワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。失礼いたします。